

十日町市電力の供給に係る入札説明書

本入札説明書は、令和5年11月16日付で公告した「十日町市役所本庁舎ほか29施設で使用する電力の供給」に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に適用されるものであり、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様等について疑義がある場合は、質疑書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

1 供給内容

入札案件ごとの電力供給条件仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 競争入札参加申請等

(1) 本件の入札に参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、(2)の提出書類を、令和5年11月16日(木)午前9時から令和5年11月30日(木)午後5時（必着）までに下記7の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 安定供給確約書（様式2）

ウ 小売電気事業者として登録されていることを証する書類の写し

エ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の3）の写し（申請日の前3か月以内に発行のもの）

オ 十日町市の納税証明書で未納がない証明（様式50の2）（申請日の前3か月以内に発行のもの）

ただし、十日町市に納税義務がない場合は申出書（様式3）

カ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

キ 国又は地方公共団体への電力供給契約書等の写し2件

ただし、令和4年4月1日以降に締結した1年以上の電力供給契約に限る。

(3) 入札参加申請者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(4) 申請結果は「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を入札参加申請者にメールにて発送する。

(5) 「一般競争入札参加資格確認申請書」提出後に入札参加を辞退する場合は、入札の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退したものは、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式7）により届け出ること。

3 入札方法

- (1) この入札は、入札公告記載の供給期間に掲げる期間における概算数量の総価により行う。なお、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（消費税抜きの金額を入札書に記載すること。）
- (2) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策として、郵便入札とする。
- (4) 令和5年12月7日(木)から令和5年12月13日(水)午後5時（必着）までに次の方法により入札書を提出すること。

提出先	〒948-8501 十日町市千歳町三丁目3番地 十日町市 総務部 財政課
提出書類	入札書（様式6）及び積算内訳書（様式8）
提出方法	一般書留又は簡易書留により郵送すること。
注意事項	・入札書及び積算内訳書はそれぞれ別の内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れて郵送すること。なお、内封筒及び外封筒には調達物品名（〇〇〇〇〇〇ほか〇施設で使用する電力の供給）を朱書きするとともに、開札日及び商号を記入すること。 ・入札金額の算出基礎として、積算内訳書（押印不要）を作成すること。なお、積算内訳書の電力料金単価には1円未満の端数を含むことができる。入札書及び積算内訳書はそれぞれ別の内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れて郵送すること。

- (5) 入札参加者は、仕様書及び別添「電力供給契約書（案）」（以下、仕様書等という。）を熟知のうえ、入札すること。なお、仕様書等は、小売電気事業者が定める各種の約款に優先する。

仕様書等について疑義がある場合は、「質疑書（様式5）」を令和5年12月1日(金)午後5時まで下記7へ電子メール又はファックスにより提出すること。回答は令和5年12月5日(火)午後5時まで本市ホームページに掲載する。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(3)又は(4)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は市長が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

- (3) 入札者が2以上の入札（入札者本人及びその代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為による入札
- (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 入札回数は、1回とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者以外の入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札されなかった理由を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

6 その他

入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する。

7 入札に関する問い合わせ先

〒948-8501 十日町市千歳町三丁目3番地 十日町市 総務部 財政課

電話 025-757-9914 FAX 025-752-4635

電子メール nyusatsu-zaisei@city.tokamachi.lg.jp